

平成 20 年第 9 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 20 年 9 月 16 日午後 2 時 02 分から、稲城市役所 6 階 603 会議室において、平成 20 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
学校教育課長	川崎 寿治
指導主事	今田 敏弘
指導主事	玉野 麻衣
学校給食 共同調理場所長	小沢 太平
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	小川 由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 28 号議案
「稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則」
- (5) 日程第 5 報告事項

委員長 　ただ今から、平成 20 年第 9 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第 1. 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

　前例に従いまして委員長指名といたしたいと思います。

　御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

　次に日程第 2. 「会期の決定」についてをお諮りいたします。

　本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。

　よって、会期は、本日 1 日と決しました。

委員長 　次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。

　日程第 3. 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

〔 教 育 行 政 報 告 〕

委員長 　教育行政報告が終わりました。

　次に、日程第 4. 第 28 号議案「稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則」を議題といたします。

　提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 　本件につきましては、稲城市立 i（あい）プラザ条例の施行について、予約の方法等必要な事項を定めるため、本案を提出するものです。

　詳細につきましては、文化センター課長よりご説明をいたします。

委員長 　文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 　それでは、まずお手元の資料の議案概要説明書のほうをお開きいただければと思います。

　第 28 号議案 稲城市立 i（あい）プラザ条例施行規則の制定について、提案

理由の補足説明をいたします。

概要といたしましては、稲城市立 i（あい）プラザ条例の施行について、予約の方法等必要な事項を定めるものでございます。

主な内容といたしまして、条文について説明させていただきます。

第 1 条については、稲城市立 i プラザ条例の施行について必要な事項を定めるものであることについて規定をするものでございます。

第 2 条については、稲城市立 i（あい）プラザで行う事業の詳細について規定をするものでございます。

第 3 条については、i プラザを使用しようとする者は、あらかじめ使用者登録をすること等について規定するものでございます。

第 4 条につきましては、市民の抽選による予約申請の期間等について規定するものでございます。

第 5 条については、市民の抽選予約申請の抽選日について規定するものでございます。

第 6 条については、前条の規定で決定された者の使用申請の期間等について規定するものでございます。

第 7 条については、抽選による使用申請がなかった施設の予約申請期間等について規定するものでございます。

第 8 条につきましては、前条の規定で決定された「もののの」と 3 文字「の」が続いてしまっておりますけれども、1 文字削除していただきたいと思っております。者の施設使用申請の期間等について規定するものでございます。

第 9 条については、楽屋及び保育室については、どの施設にも付随して使用できることについて規定するものでございます。

第 10 条については、教育委員会は施設の使用の承認をしたとき等に、使用承認書の交付等をする事について規定するものでございます。

第 11 条については、予約事項または承認事項の取り消しまたは変更申請について規定するものでございます。

第 12 条については、教育委員会が使用承認の取り消しまたは変更について承認したときに通知すること等について、規定するものでございます。

第 13 条については、使用料等の納入期間等について規定するものでございます。

第 14 条については、使用料の還付等について規定するものでございます。

第 15 条については、使用料の減免等について規定するものでございます。

第 16 条については、使用料等の減免申請について規定するものでございます。

第 17 条については、施設内の秩序の維持のために必要な事項について規定するものでございます。

第 18 条については、施設使用者は教育委員会等の指示に従わなければならないことについて、規定するものでございます。

第 19 条から第 24 条については、指定管理者に施設の管理を行わせるのに当

たり、必要な事項についてそれぞれ規定するものでございます。

それと、「第20条」とあるものを、申し訳ございません、「第25条」と訂正をお願いしたいと思います。

この第25条については、委任について規定するものでございます。

付則については、この規則の施行期日及び開館前の手続に関する経過措置を定めたものでございます。

以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

教育長 よろしいですか。

委員長 教育長。

教育長 今までの予約の仕方、いわゆる市民がなれていた予約の仕方と比べまして、今回iプラザのほうで特に予約をしやすくなったという辺を、少し説明していただけますか。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課長 今回のiプラザに関しましては、予約システムを構築したことにより、予約申込み方法が、従来のファックス、電話、来館等による申込み方法にインターネット利用によるパソコンや携帯電話での申し込みが可能となり、予約申込み方法の選択肢が増えたことにより、円滑な予約申込が図れると考えます。貸し出し施設の利用時間帯については、各施設の利便性を踏まえ、一定の時間帯（こま割）に区切っております。

施設利用に際し、全ての利用者は、まずiプラザの利用者登録をしていただくこととなります。利用者登録については、開館前ですので、事務室がないことから、電話での受付とし、開館後においては、来館による受付となります。

委員長 ありがとうございます。

予約システムが非常に能率的にできるというお話でしたけれども、ほかにご質問等ありますか。

稲垣委員。

稲垣委員 今の予約システムなのですけれども、インターネットやネットでも予約できる。そして、第5条の2項ですか、抽選結果については翌日以降に確認することができるということですが、逆に、予約がとれましたよという通知は、こちらから発

することはなく、自分で確認をしなければわからない、どういう状態でその辺の確認をしたらよろしいのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 利用申込については、抽選申込予約と空き施設予約がございます。稲城市民と稲城市民以外の方では施設利用申込のスケジュールが異なります。まず、抽選申し込みに関しましては、インターネットやファックスによる申し込みとなります。インターネット申込による抽選結果等の確認については、稲城市立iプラザ施設予約システムにアクセスをすることによって確認がとれます。ファックス等での申し込みについては、iプラザ事務局から、決定通知をお知らせするという事になっております。

稲垣委員 わかりました。

委員長 ありがとうございました。
他にはいかがでしょうか、ご質問等。
伊勢川委員。

伊勢川委員 備品等の利用というのがございますよね。料金表などはあるのですけれども、このいろいろな品物には、保険はかかっているんですか。例えば一般利用者が壊してしまった場合とか、そういうときには全損したら全部賠償というか、補てんしてもらおうのか、それとも保険でも掛けておいて対応しているのか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 付随設備備品に関しては、保険適用を恐らくしていません。詳しいことはまたお知らせいたします。生涯学習・コミュニティー施設の利用時間帯に10分間の維持管理のための時間帯を組み込んでおり、その時間帯に備品等の現場確認をさせていただくというのが一つでございます。それから、備品等の貸出時・返却時に確認をすることになっているため、もし使用者が壊したということであれば、弁償をしていただくことになるかと思っております。

委員長 ありがとうございました。いいですか。
他にはいかがでしょうか。
稲垣委員。

稲垣委員 使用料の減免というところですが、議案書3番目ですか、公民館に登録している団体が、登録している活動内容に沿って施設を使用する場合には免除と

いうのがありますけれども、これは最初のときに公民館に登録していないと、例えば何か活動をしたければというときに、公民館に登録していないとまずだめなわけですね。でも、公民館活動に当たるような団体、それがその時点で登録した場合でも大丈夫なのですか。それとも当初の段階で登録していないとだめなのですか。その辺がきちんと伝わるかどうかと思ひまして。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 使用料の減免に関しては、議会等でご質問があったわけですが、既存の公民館に登録している団体が登録している活動内容に沿って、施設を使用する場合は免除しようとするものです。公民館の利用者登録において、一定の登録要件がございますが、まず、登録していただき登録団体証を受け、その登録証を持参の上 i プラザに登録していただくということでございます。また、公民館の利用者登録については、随時受付を行っております。

委員長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか、ご質問等。よろしいですか。

それでは、他に質問がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより第 28 号議案 稲城市立 i (あい) プラザ条例施行規則を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第 28 号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第 5、報告事項です。

本日の報告事項は 6 件です。

まず、夏季休業中の状況について、国際交流事業について、校長選考・教育管理職の受験状況について、復籍制度実施要領についての 4 件を指導室長よりお願いいたします。

指導室長。

指導室長 ただいまの 4 点に、全国学力学習状況調査の結果の 1 点を加えさせていただいて、5 件について報告を申し上げます。

1 点目は、夏季休業中の状況について報告をさせていただきます。各学校とも水泳指導、中学校では部活動など児童・生徒の生活面も含め、大きな事故がなく夏季休業を終えることができました。しかしながら、2 学期に入りましてから、先週の水曜日に運動会の 6 年生の組み体操練習中に、3 段タワーの上から女子児

童が転落をして、側頭部の頭蓋骨骨折という事故が1件起こっております。現在入院中で経過観察中でしたが、会話もでき、外見も元気な状態でありまして、本日退院ができるという見込みでございます。指導室では、再発防止のために安全確保のための教員の具体的な指導体制や保護者等への適切な対応について校長に指導をいたしました。また、今後の運動会練習や遠足等の行事につきましても、安全確保のための教員への具体的な指導のあり方について、全学校に指導したところでございます。2学期、このような事故が起きないように、各学校へ指導をしてまいります。

2点目は国際交流事業についてでございます。本年度もタイ国のラチャパット大学の女子学生4名と教員1名が稲城市を訪問いたします。日程は10月14日火曜日から10月23日木曜日までの8泊9日でございます。稲城市の活動は、駒沢女子大学で勉強するということが中心になりますが、平尾小学校での交流、第六中学校の部活動見学も予定しております。

3点目は校長選考・教育管理職選考の受験状況についてでございます。校長選考・教育管理職選考の一次試験の結果が9月12日金曜日に出ましたので、結果を踏まえて報告をさせていただきます。本年度は、校長選考に小学校4名、中学校3名の合計7名の副校長が受験いたしました。一次選考は職務論文による選考でございまして、7名中6名が一次選考を通過しました。教育管理職選考は、小学校1名、中学校3名の合計4名が、いわゆる副校長選考に当たるB選考を受験いたしました。B選考の一次選考は、試験会場での課題論文試験となっております。合格者は4名中3名でございました。これらの者が10月から校長選考の面接選考、その後教育管理職選考の面接選考が二次試験として行われる予定でございます。

次に、全国学力調査の結果概要について報告を申し上げます。4月に実施した全国学力学習状況調査の結果が8月29日に公表されました。全国学力テストは、昨年度から小学校6年生、中学校3年生を対象に原則として全員が対象となる調査でございます。

全国的には、知識を活用する力に課題があること、また、知識の定着にも一部課題があることが挙げられています。また、東京都では小学校は好成績でございましたが、中学校は国語B、国語Bといえますのは国語の応用力に当たる調査でございまして、国語Bを除いて全国平均をやや下回るという結果でございました。また、生活習慣、学習環境等の調査では、テレビやゲームに費やす時間がふえ、読書の時間が減っているという結果が出ております。

次に、本市の状況でございます。小学校は、国語、算数ともに全国平均、都の平均を大きく上回っております。また、中学校も、小学校ほど大きい差ではありませんが、全国、東京都の平均を上回っております。しかしながら、応用力やみずから考える力についてはさらに高めていくことが求められます。生活習慣、学習環境等の調査では、その傾向はおおむね都や国に重なりますが、小中学生ともに近所の人にあいさつをするが平均より高く、反面、失敗を恐れず挑戦するについては小中学生とも、やや平均から比べ意識が低いという結果になりました。 s

5点目は、別紙の資料にございますが、復籍制度実施要領についてでございます。特別支援教育における復籍制度が昨年度より全都的に実施されております。復籍制度は、都立特別支援学校の小中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の小中学校に副次的な籍を置き、学校行事や教科の学習などの直接的な交流や、学校だよりのやりとりなどの間接的な交流を通して、居住する地域とのつながりの維持、継続を図る制度でございます。この制度によって、障害のあるなしにかかわらず、すべての子供たちが相互理解のもとにともに育つという意識と心でつながっていくことが期待されます。

実施2年目に当たる今年度、指導室では復籍制度を充実するために、稲城市特別支援教育復籍事業実施要領を作成いたしました。これは、稲城市における復籍制度の基本的な考え方や実施の手順について、各学校、保護者等へ周知徹底するための基本となるものでございます。本年度10月1日より、この実施要領に基づき、復籍制度を進めてまいります。今後、市の広報やリーフレットなどにより広く市民の皆様にもこの制度に対する理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

本年度の本市における特別支援学校の在籍と復籍の状況でございますが、小学生22名、中学生13名の合計35名の子供が特別支援学校に在籍しております。特別支援学校は4つの特別支援学校でございますが、多摩桜の丘学園、南大沢学園、中央聾学校、青鳥特別支援学校の4校に在籍をしております。その中で復籍を希望する子供は18名でございます。内訳は、第一小学校1名、第二小学校1名、第三小学校1名、第四小学校3名、第七小学校1名、向陽台小学校3名、城山小学校2名、若葉台小学校5名、そして第五中学校1名でございます。このうち、学校行事参加などの直接的な交流を希望している子供は9名でございます。今後この交流をさらに充実してまいりたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょう。

よろしいですか、教育長。

教育長 復籍事業は始まったばかりです。もう少し実際の復籍校と在籍校の間にやりとりした場合、どんなところに難しさがあるのか。なければいいですが、もしあるようであれば、そのところを説明してもらえますか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 ただいまの件でございますが、復籍の交流の手順といたしまして、在籍校の特別支援学校から教育委員会に申し入れがあります。教育委員会では、地域指定校

として副次的な籍を置く学校を決め、そして、特別支援学校と地域指定校の校長、そして保護者と交流の内容を相談をしまして、協議しまして実際に交流に入っていくわけですが、その段階におきまして、保護者の願いと学校の受け入れる側のカリキュラムの調整、あるいは特別支援学校におけるカリキュラムとの調整という点で、年間を見通した調整をしてまいるということが必要になってまいります。指導室のほうでは、既にそのような場合に指導室のほうも一緒にかかわりながら、直接的な交流あるいは間接的な交流について、実際に保護者の理解をいただいて、この事業を進めるような話し合いの場を持ってというふうなことで進めさせていただいております。

以上です。

委員長 教育長。

教育長 そのとき何が一番大変かということを説明してください。

委員長 指導室長。

指導室長 大変なのは、一番、理解を求めなければいけないのは、保護者の希望と、お子さんの希望もそうです。それと実際に復籍を置く学校のカリキュラムの内容との調整に慎重に取り扱っていかなければならないと考えています。特に夏の水泳等、具体的に本当にその子に合っているのか、安全は大丈夫なのか、というようなことへの配慮をお互いに共通理解をしていかなければならないというところでございます。

委員長 教育長。

教育長 始めたばかりで、出だしが肝心なところに来ておりますので、できるだけ教科の中でできやすい教科と、やるのが大変難しい教科がありますから、その辺は教科で指定をしていくような形をとりたいなというように思っています。というのは、やはり復籍で頼まれているほうは、その子を常時見ているわけではないわけですから、もしものことがあったときに非常に難しい。年間の総時数が増えているのを時間を確保する場合にも、親の希望はたくさんと言うのですが、たくさんというのが8時間がたくさんなのか24時間がたくさんなのかということも出てまいりますから、そういった数もできるだけ具体的に、あるいは交流する教科もできるだけわかりやすい教科、あるいは行事もできるだけ、このときは来るかなということがわかるような、形にしていくことが必要かというところで、詰めていただければと思います。

委員長 稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 復籍制度を活用した交流事業計画、後ろについておりますけれども、このところに直接的な交流と間接的な交流というのがありますが、間接的な交流では学校だよりの交換とか学年だよりの交換とか、そういった情報提供のようなものになると思いますが、これは今までは全くされていなかったのですか。希望がないとか。

委員長 指導室長。

指導室長 昨年度から、このような形で実際には進められておりますけれども、今回規定をさせていただきましたのは、復籍の希望のある子供には学校だよりはすべての子供に配付をするということで規定をさせていただいております。そのほかについては、保護者、子供たちの希望による、こんな情報が欲しいということで、先ほどの調整の中で復籍を置く学校から情報提供させていただくということで、間接的な交流を進めてまいります。

委員長 ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。
安江委員。

安江委員 先ほどの学力テストの件ですが、毎年ここから出てきて話題になるのは、これをどの程度公表するのかがというのが話題になるのですが、本市ではどの程度までとしていますか。

委員長 指導室長。

指導室長 学力テストの公表ということにつきましては、市の教育委員会と申しますか、市全体に広報等で積極的に公表するということは、今考えておりません。公表につきましては、各学校で自校の結果について公表するときに、都や国の状況を踏まえた公表をするということについては、学校に任せている状況でございます。学力テストにつきましては、学力の一部であるということ、正確に捉えていきたいということを考えております。

委員長 教育長。

教育長 現在のところでは、先ほど室長が申しましたように、都道府県レベルの関係と本市の関係という位置関係においては校長会で公表しております。ですから、あと一般市民に対しまして、議会の中で小学校については公表いたしました。前回は一般市民の方、いわゆるユーザーのほうから公表はどうするのかとよく聞かれるのですが、この調査につきましては、スポーツと同じで学ぶということは自己

チャレンジすることが非常に大切だと考えています。本人が前の自分よりも少しでも良くなろうと前向きにとらえるということにおいて価値がある。ですから、その中で学校は学校なりに前年と比べてチャレンジするというところに価値を置いていますので、各学校には自分の学校の順位であるとか、あるいは点数であるとか、そういったものは校長のほうには資料としてお渡ししてございます。

委員長 よろしいですか。
安江委員。

安江委員 伺いましたら、近年、稲城市の学力が向上しておると。非常に喜ばしいことでもあり、そういうことを知って、特にお子さんを持っている人たち、あるいはそうでない市民たちも関心がないわけではない。できる範囲内でそういう情報は共有したほうがいいのではないかと思います。ただ、やらない理由はたくさんあるでしょうが、やる意義も考えていただいて、前向きにぜひ検討してください。

委員長 よろしくお願ひいたします。よろしいですか。

学力調査のほう、本当に毎年いろいろな形で言われておりますけれども、今回非常に各学校の努力が実ったという結果が出ているというように思うのですが、具体的には小学校、中学校さんがどのような取り組みをなさってこういうようなところに結びつけられているのか、もしお話ができるようでしたらば、このところでお話をお願いしたいのですけれども。

指導室長。

指導室長 学力調査につきましての分析は、完全にまだ終わっているわけではございませんが、全市的に今、算数におきましては特に、全校で少人数指導加配、あるいはチームティーチングの加配を頂戴いたしております。中学校の数学においても全校で実施をしております。また、その加配教員ばかりでなく、嘱託の教員でありますとか、本市の独自の予算をいただいております学習補助員、指導補助員ですね。そしてまた、算数の補助の指導員等の活用もありまして、全校体制できめ細かな指導を進めているということが、特に成果が上がっているところであろうと考えております。また、国語も含めまして、個別に学習を必要とする子供たちについての放課後学習とか、あるいは補修等についても成果が上がっているのではないかと考えているところでございます。

今後このような全校体制の指導の充実について、教員の指導力アップも含めまして進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

加えまして、保護者等を含めるボランティアとか、それから介護関係のことも含めたボランティアというようなことも、今も既に入っているところもあるわけですが、今後もそのようなことをさらに進めていきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

いろいろなやり方で生徒たちの学力アップ、それから教員のほうの指導力アップについてもお考えいただいているということで、今後ともぜひよろしくお願いをしたいと思います。

教育長。

教育長 今、委員長のほうからご質問いただきましたので、教員のほうだけで申しますと、校内で若手の教員を指導するシステムが、OJTといいますか、非常に育ててきておまして、やはりOJTが盛んに行われている学校と、子供の学力調査の結果が上がってきているという学校は非常に相関を持っていることが、より一層鮮明になってまいりました。

教育課題策定会議のほうでも校長先生方に教育研修のあり方について検討していただいているところでございますが、その中でもやはり若手の教員にまずは力をつけさせていこうというのと同時に、若手だけではなくて10年目に当たるそういう中堅の教員につきましても、今後、校内体制をしっかりとって、例えば教育実習生を受け持つような、そういう経験をさせることを通して、中堅としての力のつけ方にはどんな方法があったのかというようなことも取り組んでくれているのは、大きな成果につながったかなと思っております。

それから、稲城エデュケーションプログラムの中の三つのキーワードの一つであります基礎・基本の徹底、それから本物との出会い、あるいは連携というこのキーワードがいろんな形で生きてまいりまして、そういった意味では、知的な刺激をたくさん受ける機会が増えたり、あるいは先ほど室長のほうからもお話しさせていただきましたが、保護者のボランティアあるいは地域ボランティア、各学校相当数、多い学校では100人を超えてお手伝いをいただいているのですが、やはり多くの方と出会って、そして多くの方のやることを見せていただいたり、また声かけをしていただいたり、褒めていただいたりすることが非常に大きいかなと思っております。読書ボランティアも各学校でかなり、小学校は特に入ってきてもらっておりますし、それからあと、小学校の小1プロブレム対応では幼稚園と連携を深めてもらっておりますから、1年生が入った当初から自然と学校生活の活用というような、そういう学習環境が低学年の底辺の段階から積み上がってきていますから、調査に該当した学年だけではなくて、学校体制の中で学ぶということが、やっと思いきや行き渡りつつあるかなということを感じております。そういう点では、まずは校長先生方がよく認識してくれておりますので、また今年度もチャレンジをしていきたいと思っております。

委員長 本当にいろんな角度から子供たちへの指導ということで、今お話を聞きながらご努力をいただいている指導室を中心にした成果だと思っております。本当に大変なことだとは思いますが、日々の積み重ねの中でよろしくお願いをいたします。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、学校給食配送時の事故についてを学校給食共同調理場所長よりお願いいたします。

学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 資料のほうを用意していただき、1ページのほうをお開き願いたいと思います。

ご報告をさせていただきます。本事故は、平成20年9月2日火曜日午前11時ごろ、稲城市立稲城第六小学校において、給食配送車より給食のコンテナを降ろす際、ストッパーが作動せず、その結果、コンテナが傾き、中に入っておりました食器が割れ、その破片の一部が衝撃の際に蓋が開いた教職員用の食缶に入ったものでございます。

詳しいご報告に入る前に、申し訳ございません、2ページ目の写真の部分をお開き願いたいと思います。写真のほうで少し概略のほうを説明させていただきます。2ページ目の上のほうの写真1でございます。これはまさに第六小学校でございますけれども、給食のコンテナを横から撮影したものでございます。少し見にくいのですが、後方のリフトが開いた格好が確認できるかと思っております。写真の2、下の部分です。そのリフトの上に給食のコンテナを乗せた状態での撮影でございます。これが下のほうまでリモコン操作により下がる仕組みになっております。

続きまして、もう一ページめくって3ページ目をお開き願いたいと思います。写真3は、このリフトの上にコンテナが乗ったのを後方より撮影したものでございます。ちょうど下側の部分ですけれども、黄色く横に見える部分があるかと思っております。これがコンテナのストッパーでございます。これはまさに正しくストッパーが働いてコンテナが静止しているという状況をおさめてあります。写真4、その下でございます。事故当時の給食コンテナの中を再現したものでございます。コンテナは4段に仕切られ、上から2段目以下は主に食器等が入っております。一番上の段、これが児童用食缶でございます。こちらのほうに事故の当時は、海藻サラダというものが入っておりました。手前に三つ見えまして、奥に三つあります。計六つ、1段目に入っております。2段目、左のほうから青いものに入っているのが食器でございます。一つ、二つとございます。一番右側に六小職員と印刷されております。ここの部分に、隣にありましたかごの中の食器が飛び込んだというような状況でございます。

また1ページ目にお戻り願いたいと思います。

このような事故が発生いたしまして、給食の配送車が調理場のほうに戻り、食缶の中に割れた食器が混入していないか職員、調理員3人で確認作業を行いました。確認後、食器をすべて新しいものに切り替え、内容点検した4年生、5年生、6年生と教職員分の食缶を別の新たに用意したコンテナに積み替え、第六小学校

に配送いたしました。

午後1時5分、第六小学校の学校長より、教職員の給食の中に破片のようなものが入っているとの電話連絡を受け、直ちに学校のほうに出向き、食器の破片を一つ確認いたしました。その場で学校長のほうに、給食は既に終わっておりますので、給食後の児童の健康状況を確認させていただいたところ、特に今のところは異常はないというような回答をいただいております。

しかし、帰宅後、児童の健康状態に異常があってははいけませんので、保護者への謝罪と事故の内容、その後の健康状況の確認をお願いするお知らせ文を4年生、5年生、6年生に持ち帰っていただきました。当日、午後10時まで私ども調理場で連絡を待っていましたが、保護者からの連絡はございませんでした。

さらに、翌日の朝とそれから9月5日、2回にわたり、学校長のほうにその後の児童の健康状況の確認をお願いしたところ、異常はないというような回答をいただいております。

今回の事故の原因でございますけれども、当該給食配送車は、1学期にリフト部分、既にストッパーの部分の不具合が発生しておりました。夏季休業中にその車両を専門の工場で整備を行いました。しかし、委託先の委託会社のほうが、整備後、会社において確認を怠った。それからさらに、9月2日の運行に際して、運転手も業務前に点検を怠っていた。そして今回の事故に至ったということになります。

なお、先ほども申しあげましたように、当日海藻サラダということで、イカで、ちょうど2センチか3センチぐらいの、イカはもともと白色ですけれども、強化磁器食器、こちらのほうも白色をしておりまして、調理場で確認等いたしましたけれども、その大きさ等も似ていたということがございまして、見つけ出すことができなかったという状況もございます。

最後になりますけれども、再発防止につきましては、給食配送業者に対して厳重注意と、今後の対策、従業員の再教育、事故報告書の提出、それから毎日の始業点検の確実な実施、こういうようなものを配送業者のほうには指示してございます。一方、調理場のほうでも今回の事故に対する反省と再発防止等について私以下全員で協議を行いまして、1ページ目の3番、再発防止（1）学校給食共同調理場の部分で4項目を確認いたしました。読み上げさせていただきます。

1. 事故に対しては、迅速・確実な対応の徹底を図ってまいります。
2. 食缶のふたを確実に固定し、配送時の異物等の混入防止を図ります。
3. 食器が破損したときは、散逸の確認と、安全確保を図ります。
4. 学校給食を確実に届けるため、異物等混入の疑義が生じた場合には、給食の廃棄処分を基本とし、「安心・安全な学校給食」の提供に取り組んでまいります。

再発防止に関しては、以上4項目を掲げさせていただきました。

この件に関しましては、先週9月12日ですけれども、福祉文教委員会のほうに同じような報告をさせていただきました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。それでは、質疑等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

稲垣委員。

稲垣委員 今の再発防止のところに、食缶の蓋を確実に固定しとっていますが、今でも何か蓋を留められるになっているのですか。写真を見てもよくわかりませんが。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 資料の3ページの写真4をご覧くださいと思います。こちらのほうで、手前に取っ手の持つような部分があるのですが、これはまさに食缶を持つだけのものです。今現在、食缶の蓋というものは固定はされておられません。こちらの写真でわかります。というのは、今回まさに1段目のが、ちょうど天井といいますか、上の部分とのすき間がなかったため、開かなかったのかなと。2段目は、教職員用のは写真でわかりますように少しすき間がございます。こちらのほうで開いたのかと。そこで、今はこの辺も、経費の関係もあるでしょうけれども、やはり安全を優先していかなくてはなりませんので、現在衛生面等も視野に入れて、どういう形で固定をしていけばいいのか、研究中でございます。一つ考えられるのが、バンドをするとか、それから食缶を、今ご指摘がありましたように、蓋つきのものに変えるとか、洗浄だとか、いろいろなことが発生してきますので、その辺、研究中でございます。また、災害時等も視野に入れますと、まさにこの食缶の蓋の取っ手というものが大事になってきますので、早急に対応策を練って実行していきたいと思っています。

以上です。

委員長 稲垣委員。

稲垣委員 衛生面のこともありますので、固定されているのかなと思っていたのですが、ぜひ何かの形で固定できたらいいなと思います。よろしくお願いたします。

委員長 これからいろいろと考えていただこうと。

配膳員さんの方のけがはなかったのでしょうか。

学校給食共同調理場所長 配膳員のほうにけがはございませんでした。

それと、今回この件に関しまして、人身事故等に関してはございませんでした。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 配膳業者さんは委託ですよね、市内調理場からの。その業者の申し出はどんなことがありますか。今後、再発を防ぐための手段ですとかいろいろあると思うのですけれども。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 ご指摘のとおり、これは委託業務になっております。今回、ストッパーが持ち上がらなかったという大きな原因があるわけがございますけれども、通常の始業点検というのは、ある意味ではプロの部分なので、リフト部分の、今回は実際問題は、点検項目の中には、組み入れられていないのです。そちらのほうを業者の方と協議いたしまして、始業点検の中に組み入れるような、そういう指導をし、また業者の方もそのような同意をいただいております。

委員長 よろしいですか。

はい、学校給食共同調理場所長。

学校給食共同調理場所長 それから、業者のほうに過失があるわけで、補償につきまして、記述させていただきましたけれども、食器の破損というのは当然補償の対象になっております。第六小学校において、配膳台の修繕をどうするかという部分がございますので、この辺も今、積み上げ作業を行っているところであります。それから、職員も午後 10 時まで待機した部分がございます。その辺は、他の業務もこなしながらということですので、ストレートに 10 時までの対応があったかどうかというようなところがありますけれども、その辺は受託業者のほうも責任を十分感じておりますので、補償につきましては、今後、教育委員会の中、市役所の中で協議いたしまして、請求していく部分に関しては請求していきたいと考えています。

委員長 ご苦労さまです。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他に質疑がないようですので、以上で質疑等を終結いたします。

次に、稲城市スポーツ実施指導員設置要綱についてを体育課長よりお願いいたします。

体育課長。

体育課長 スポーツ実施指導員実施要綱の件につきまして報告させていただきます。

まず、資料の「実施」というところにつきまして、これを「実技」というような形で改める内容でございます。

目的としましては、市民のスポーツの普及と振興を図り、健全な市民生活の向上に寄与することを目的に、昭和38年に作成した要綱でございますが、今回の報告された内容としまして、実施指導員の実施の部分を実技と改めるという変更でございます。なぜかといいますと、現在は、呼称は実施指導員というような形ではなく、スポーツ指導員として広く広められていることから、資格としまして、養成講習会修了者をそこで実技指導員として認めているということでもありますことから、今回の実施の部分を実技に変更させていただきましたというようなことの報告でございます。

なお、スポーツ実技指導員につきましては、教育委員会が主催する講習会を修了し、指導者としてご協力をしていただける方をスポーツ指導員として、教育委員会主催事業の中でもあおぞらスポーツ、学校体育館個人開放管理指導員及び市民水泳大会、体育の日スポーツフェア等のほか、地域スポーツ活動の支援、援助などを積極的に活動をしていただいているスポーツ実技指導員の名前という中で現在活動中であります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。
伊勢川委員。

伊勢川委員 スポーツ実技指導員というのが今までありましたね、過去に。それとはまた違うのでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 昭和48年に設置したときには、実施指導員というような形の名称でありました。

委員長 伊勢川委員。

伊勢川委員 スポーツ実技指導員というのは、ありませんでしたか。

体育課長 実施指導員でございます。それを今、委員がお話しされたように、その後、実技指導員というような形で出てきておりますので、改正はしなかった部分がありましたので、今回「実技」にその部分を変えますということでございます。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。
他にはいかがでしょうか。

ないようでしたら、以上で質疑等を終結いたします。
以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
これにて閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 3 時12分閉会)